

熊本県公報

第 1 0 8 2 9 号
平成 14 年 4 月 24 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
と畜場法施行細則様式の第一に掲げると畜場番号の一部改正	(生活衛生課) 1
指定居宅介護支援事業所の指定	(高齢保健福祉課) 1
公 告	
建設業法第 28 条第 3 項に規定に基づく監督処分	(監 理 課) 1
県有財産の売却	(管 財 課) 2
"	(") 3

告 示

熊本県告示第 394 号

昭和 43 年 1 月 9 日熊本県告示第 6 号(と畜場法施行細則様式第 1 に掲げると畜場番号)の一部を次のように改め、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

平成 14 年 4 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「

11	人吉球磨広域行政組合第二 食肉センター	”	球磨郡錦町西字花立 50 番地
12	人吉球磨広域行政組合第一 食肉センター	”	球磨郡多良木町大字多良木 3157-1
13	本渡市食肉センター	”	本渡市浦楠亀町 1039

」

「

11	人吉球磨広域行政組合食肉 センター	”	球磨郡錦町西字花立 50 番地
12	削除		
13	削除		

」

熊本県告示第 395 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 14 年 4 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援事業所さくら 熊本市松尾町上松尾 114 番地 12	有限会社 介護支援事業所さくら	平成 14 年 4 月 15 日

公 告

熊本県公告第 357 号

建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 28 条第 3 項の規定による処分を行ったので、同法第 29 条の 5 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 14 年 4 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 処分をした年月日
平成 14 年 4 月 16 日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
西武工業株式会社
熊本市上南部 3 - 10 - 7
代表取締役 大仁田 實
熊本県知事許可(特 - 11)第 10783 号
- 3 処分の内容
建設業法第 28 条第 3 項に基づく営業の停止命令
(1) 停止を命ずる営業の範囲
建設業の電気工事業のうち熊本県内に係る営業に関するもの
(2) 期間
平成 14 年 5 月 1 日から平成 14 年 5 月 7 日までの 7 日間
- 4 処分の原因となった事実
西武工業株式会社は、平成 11 年 9 月 30 日及び平成 12 年 9 月 30 日を審査基準日とする経営事項審査において電気工事の完成工事高を水増しした虚偽の申請を行った。また、これらの虚偽申請による経営事項審査の結果に基づいて競争入札参加資格審査申請を行った。
これらのことが、建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当すると認められる。

熊本県公告第 358 号

県有財産を次のとおり売却する。

平成 14 年 4 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 物件の表示
人吉市鬼木町字芦原 694 番 3
宅地 790.91 平方メートル(実測)
- 2 入札期日
平成 14 年 5 月 14 日 午前 11 時
- 3 入札場所
人吉市西間下町 86 番 1 熊本県球磨総合庁舎 大会議室
- 4 入札保証金
入札金額の 100 分の 5 以上を納入するものとする。この場合において、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 入札説明会
次の日時及び場所で行う。
日時 平成 14 年 5 月 8 日 午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分まで
場所 人吉市西間下町 86 番 1 熊本県球磨総合庁舎 中会議室
- 7 契約保証金
契約金額の 100 分の 10 以上を契約と同時に納入するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証した小切手により行わなければならない。
- 8 入札参加資格
次のいずれかに該当するものは、この入札に参加できない。
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産者で復権を得ないもの
(3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 2 項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後 2 年を経過していないもの
- 9 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。
提出期限 平成 14 年 5 月 13 日 午後 5 時まで
提出先 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県総務部管財課
- 10 入札に参加しようとする者は、9 の入札参加申込書のほか次に掲げる書類を提出しなければならない。
(1) 個人の場合 印鑑証明書
(2) 法人の場合 印鑑証明書
(3) 代理人が参加する場合 (1) 又は (2) に掲げる書類、委任状及び代理人の印鑑証明書
- 11 その他
(1) 契約締結期限 平成 14 年 5 月 24 日
(2) 売買代金納入期限 納入通知書により指定する。
(3) 契約締結場所 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館 7 階 熊本県総務部管財課
(4) 入札参加者は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)、同法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)、熊本県財産条例(昭和 39 年熊本県条例第 23 号)、熊本県会計規則(昭

- 和 60 年熊本県規則第 11 号)等を承知のうえ入札するものとする。
(5) 問い合わせ先
熊本県総務部管財課 (電話 096 - 383 - 1111 番 内線 3308)

熊本県公告第 359 号

県有財産を次のとおり売却する。

平成 14 年 4 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 物件の表示
人吉市鬼木町字善生院 625 番
宅地 1,013.02 平方メートル (実測)
- 2 入札期日
平成 14 年 5 月 14 日 午後 1 時 30 分
- 3 入札場所
人吉市西間下町 86 番 1 熊本県球磨総合庁舎 大会議室
- 4 入札保証金
入札金額の 100 分の 5 以上を納入するものとする。この場合において、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 入札説明会
次の日時及び場所で行う。
日時 平成 14 年 5 月 8 日 午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分まで
場所 人吉市西間下町 86 番 1 熊本県球磨総合庁舎 中会議室
- 7 契約保証金
契約金額の 100 分の 10 以上を契約と同時に納入するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証した小切手により行わなければならない。
- 8 入札参加資格
次のいずれかに該当するものは、この入札に参加できない。
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産者で復権を得ないもの
(3) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 2 項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後 2 年を経過していないもの
- 9 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。
提出期限 平成 14 年 5 月 13 日 午後 5 時まで
提出先 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県総務部管財課
- 10 入札に参加しようとする者は、9 の入札参加申込書のほか次に掲げる書類を提出しなければならない。
(1) 個人の場合 印鑑証明書
(2) 法人の場合 印鑑証明書
(3) 代理人が参加する場合 (1) 又は (2) に掲げる書類、委任状及び代理人の印鑑証明書
- 11 その他
(1) 契約締結期限 平成 14 年 5 月 24 日
(2) 売買代金納入期限 納入通知書により指定する。
(3) 契約締結場所 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館 7 階 熊本県総務部管財課
(4) 入札参加者は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号)、同法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号)、熊本県財産条例 (昭和 39 年熊本県条例第 23 号)、熊本県会計規則 (昭和 60 年熊本県規則第 11 号) 等を承知のうえ入札するものとする。
(5) 問い合わせ先
熊本県総務部管財課 (電話 096 - 383 - 1111 番 内線 3308)

